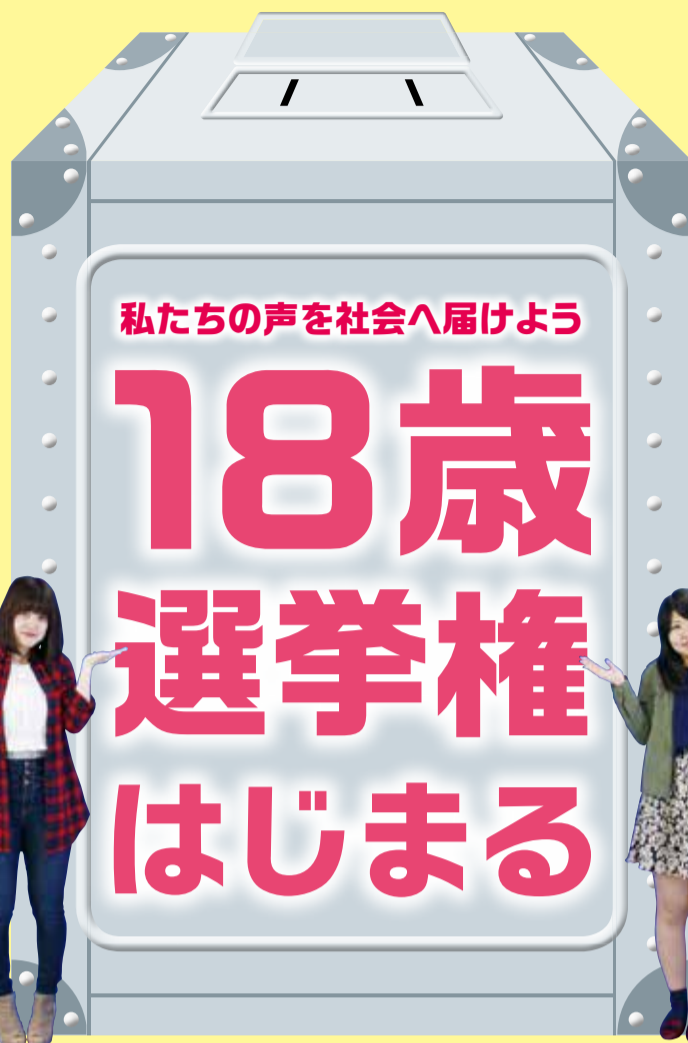




# どうして18歳選挙権がスタートするの

平成28年6月19日以後に公示の国政選挙より選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。これ以降の地方自治体の選挙も同様です。本市では約8,000人の方が、新たに選挙に参加できるようになります。

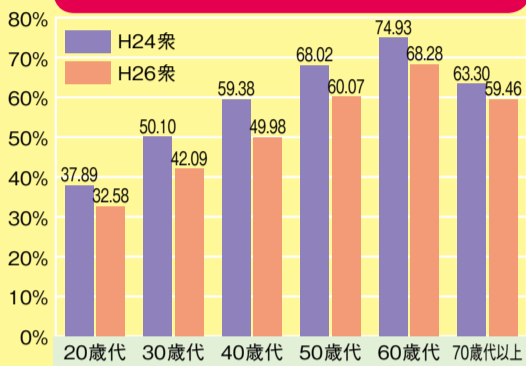
☎032-8739 選挙管理委員会事務局



**●若者の力が必要だからです**  
 少子高齢化が進む中、日本の未来を担う若い世代が選挙権を持つことで、現在そして未来の日本のあり方を決める政治に、主体的に関わることが求められています。

**●そもそも、選挙権とは**  
 選挙権とは選挙に参加できる権利です。選挙権を持つと、投票だけでなく、特定の候補者などを応援する選挙運動もできるようになります。世界でも選挙権の年齢は「18歳以上」が主流です。

若い世代ほど投票率が低くなっています。



衆議院議員総選挙における年代別投票率

(総務省調べ)

## 投票用紙 交付係

投票用紙をもらいます。



## 相談係

分からないことがあればお尋ねください。



## 受付

投票所入場整理券を出して受け付けをします。選挙人名簿に載っている本人かどうかの確認を受けます。



投票時間は午前7時から午後8時まで。お出かけ前や部活動の帰りなどにも投票できますよ。



## 初めての選挙 投票所に行こう

入口

投票できる方には、市から投票所入場整理券を世帯ごとに郵送します。本人部分を切り取り、投票日に指定の投票所へお持ちください。

18歳選挙権はじまる

## 投票しましょう



いよいよ投票... ちょっとドキドキ。

## 投票箱

投票用紙は投票者本人が入れます。

「鍵は二つ以上つける」と法令で決まっています。

## 投票箱

投票日当日、投票所が一番乗りした人は、投票箱の中が空だと確認するという「特別任務」があります。



## 投票立会人

投票が公正に行われるよう見守ります。

初めての投票、ちゃんとできたよ。



## 投票管理者

投票所の管理責任者として事務を行います。



出口

## 投票時間終了後は

投票管理者が投票箱に鍵をかけ、投票立会人と一緒に開票所となる市川市国府台市民体育館へ運びます。





# 初めての選挙Q&A

**Q** 投票日当日は予定があつて投票には行けません。どうすればいいですか。

**A** 理由があつて投票日に行けなかった場合は、「期日前投票」ができます。期日前投票の期間や場所は、投票所入場整理券や選挙前発行の広報いちかわ選挙特別号をご覧ください。

**Q** 部活動の遠征や仕事の出張で長期間地元を離れています。どのように投票したらいいですか。

**A** 投票日に、指定の投票所に行くことができない場合は、滞在先の市区町村で「不在者投票」ができます。不在者投票をするには事前の手続きが必要になります。

ますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

**Q** 最近引っ越しをしたばかりです。新住所地で投票できますか。

**A** 選挙で投票できる人を記載した「選挙人名簿」に登録されるには、原則として住民票を移してから少なくとも3カ月以上引き続きその市区町村に住居登録している必要があります。3カ月経過していない方は、旧住所地で投票できる場合があります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、進学や就職などで引っ越しをした場合は、すぐに住民票を移すようにしましょう。



## 選挙デビュー目前 高校生に聞きました 行徳高校で模擬選挙を行いました

模擬選挙で投票してみて、どうだった？



難しいのかなって思ってたけど、意外に簡単というか、気軽にできるなって。

投票所って、若者も行きやすいところなんだって思った。

実際に投票に行けそう？

普通に行けそう。

もうすぐ18歳だし、次の選挙は行ってみたいかなあ。

実際に投票するにあたって心配なことはある？

まだ政治のこととか全然わからないから、自分たちでリサーチしなくちゃ…

投票自体は簡単だけど、その前にだれを選んだらいいか、候補者の話を聞かない限りはわからないし…

候補者は本当にこの国を良くしようって思ってくれてるのかな、信用できるのかなって、それが心配。

選挙権年齢が18歳以上に下がることは、どう思う？



若い人の投票が増えるのはいいと思うけど、18歳でちゃんと候補者を選べるのかって言われたら、自信ない。ちゃんとした選び方ができなくて、ちゃんとしてない人が政治家になって、街づくりが変になっていくのはちょっとコワイ。

責任があるよね。でも、社会に対してものを言えるというのはどう？

楽しい。自分たちの街を変えられるかもしれないもんね。

これからは、政治や選挙にもっと興味を持てるようになるかな？

はい。そうならなくちゃ。

## 選挙運動は決まりを守って

選挙運動とは、自分が応援する候補者などが当選できるよう働きかける行為です。公平で公正な選挙が行われるために、さまざまな決まりがありますので、必ず守りましょう。違反した場合は、罰則が科せられるおそれがあります。

選挙運動にはさまざまな行為が含まれ、下記は一例です。

### 選挙運動も18歳から

同じ学校の同じ学年でも、18歳未満の方は選挙運動ができません。

### 選挙運動ができる期間

選挙運動ができるのは、選挙の公(告)示日から投票日の前日までです。

### SNSやブログも選挙運動

選挙運動に関するSNSのリツイート、シェア、ブログへの書き込みも選挙運動と見なされます。

### Eメールでの選挙運動に注意

候補者や政党等以外は、電子メールを使った選挙運動はできません。

### 投票用紙

特殊な用紙を使っているのは、大量の投票用紙を開票するための工夫の一つ。重なってもくっつかない上に、折り曲げて投票箱に入れても自然に開くようになっているのです。

投票用紙は表面がつるつるした特殊な紙だわ。

### 投票用紙交付機

投票用紙を1枚ずつ確実に手渡し、男女ごとの投票者数を正確にカウントするために使われています。

こんな機械もあります。

### 投票記載所

記載台に貼ってある氏名などの掲示\*を参考に候補者名などを記入します。



\*氏名などの掲示

畳むとこんなに小さくなります。

